

国民年金保険料の 前納制度について

国民年金保険料の納付方法は、毎月納付のほかに、保険料をまとめて前払いすると割引になる「前納制度」があります。前納制度は納付方法によって割引率が変わり、口座振替の場合は、クレジットカードや現金で納めるよりもさらに割引されます。

| 前納期間 | 口座振替・クレジットカード | | 現金 | |
|------|---------------|------|-------|-------|
| | 申込期限 | 振替日 | 申込期限 | 納付期限 |
| 2年 | 4月分～翌々年3月分 | 2月末日 | 4月末日 | 4月末日 |
| 1年 | 4月分～翌年3月分 | | | |
| 6か月 | 4月分～9月分 | 8月末日 | 10月末日 | 10月末日 |
| | 10月分～翌年3月分 | | | |

※末日が土・日曜日、祝日の場合は翌平日。

現金での前納は1年分や6か月分だけでなく、申し込んだ月から年度末、または翌年度末までの分を納めることができますが、この場合専用の納付書が必要となります。納付書の発行や割引額・手続き方法などについては年金事務所へお問い合わせください。

4 圃砂川年金事務所Tel52-214

マイナンバーカードで マイナンバーポイント第2弾

マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポイント（キャッシュレス決済で25%のポイント/上限5千円分）を受け取ることができます。マイナンバーカードは申請から交付まで1か月程度かかりますので、早めにお申し込みください。※すでにマイナポイントを上限まで受け取った方は除きます。



圃市民課マイナンバーカード交付円滑化推進室Tel28-8014

国民年金の加入について

日本に住んでいる20歳から60歳未満のすべての方は、国民年金に加入することになります。

○第1号被保険者(自営業、学生、フリーター、無職の方など)

○第2号被保険者(会社員や公務員などで厚生年金保険や共済組合保険に加入されている方)

○第3号被保険者(第2号被保険者に扶養されている配偶者)

●退職・転職された方へ

退職などにより、第2号被保険者の資格を喪失した方と、その方に扶養されている配偶者は、国民年金の第1号被保険者への変更手続きが必要です。

転職した場合でも資格喪失日と再取得日が同日でなければ届け出が必要です。

●配偶者の扶養から外れた方へ
第3号被保険者の方で、収入が130万円を超えたり、離婚などで扶養から外れたりした場合には、第1号被保険者への変更手続きが必要です。

●20歳になられた方へ
20歳になられた方(厚生年金保険に加入している方、または20歳直前で海外に出国された方は除く)には、日本年金機構から国民年金(第1号被保険者)に加入したことの通知が届きます

(国民年金の加入手続きは必要ありません)。

通知のほかに「国民年金保険料納付書」「年金手帳」「保険料免除・納付猶予・学生納付特例制度の申請書」および「返信用封筒」が送られてきます。

納付が困難な場合は保険料免除制度を申請してください。

●20歳になったとき配偶者(厚生年金加入者)の扶養となっている方へ

配偶者の勤務先へ連絡をして、国民年金第3号被保険者の手続きをしてください。

●任意加入について

保険料の納付済期間が20歳から60歳までの40年に満たない場合は、60歳から65歳までの間に任意加入することで満額の年金に近づけることができます。

詳しくは、保険医療課(市役所1階)4番窓口または砂川年金事務所Tel52-2144までお問い合わせください。

圃保険医療課Tel28-8016

積雪による石油ストーブなどの事故防止について

積雪により石油ストーブなどの給排気口がふさがることによって不完全燃焼を起こしてしまう事故が発生しています。事故を未然に防ぐため、ガス

い。
申請期限 2月28日(月)
圃高齢者世帯・介護福祉課Tel28-8028、ひとり親世帯・子育て応援課Tel28-8025、重度障がい者世帯・福祉課Tel28-8022

健康

料理べんぐのびんごす

日程 2月25日(金) 10時30分～12時
場所 まちづくりセンター
内容 毎日の食事にうまく取り入れることで免疫機能維持や腸内環境を整えてくれる、発酵食品を使った料理を作ります。
対象 65歳以上の市民
定員 9人

参加料 300円
持ち物 マスク、エプロン、三角巾、飲み物
申込期限 2月22日(火)
申込方法 保健センター窓口または電話でお申し込みください。
圃保健センターTel24-5256

歯周病歯科検診

この機会に歯とお口の健康状態をチェックしませんか。
日時 3月2日(水) 13時～14時
場所 保健センター
内容 歯科医師による歯科検診、

鶏やポニーなどを飼われている方は報告が必要です

家畜伝染病予防法第12条の4第1項により、次の対象家畜をご家庭や事業所で1頭以上飼育している方は、年に一度、北海道知事への定期報告が義務付けられています。

対象家畜 牛、水牛、鹿、馬(ポニーを含む)、めん羊、やぎ、豚、いのしし、鶏、あひる(あいがもを含む)、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥

報告書の記載内容 2月1日現在の飼養者の住所、氏名、連絡先、家畜の種類と頭羽数、飼養に係る衛生管理の状況など

提出方法

圃保健センターTel24-5256
圃保健センターTel24-5256
圃保健センターTel24-5256
圃保健センターTel24-5256

圃保健センターTel24-5256

圃保健センターTel24-5256

圃保健センターTel24-5256

圃保健センターTel24-5256

圃保健センターTel24-5256

圃保健センターTel24-5256

圃保健センターTel24-5256

圃保健センターTel24-5256

圃保健センターTel24-5256

圃保健センターTel24-5256

圃保健センターTel24-5256

圃保健センターTel24-5256

圃保健センターTel24-5256

圃保健センターTel24-5256

圃保健センターTel24-5256



教育支援センター体育館の 専用使用受付について

令和4年度の体育館の専用使用について次のとおり受け付けを行います。

①使用日時の事前調査

体育館の使用を予定している方は、教育支援センター窓口にて「事前調査票」に希望日時を記入し提出してください。希望日時が重複した場合は、個

別に調整をさせていただきます。
受付期間 2月1日(火)～28日(月)
※利用可能日時の確定後、3月12日(土)までに電話連絡をします
圃教育支援センターTel74-4800

ポンベ、灯油タンク、給排気筒周囲の除雪を日頃から行うようにしましょう。

圃滝川消防署警防課Tel74-4823

福祉



献血にご協力を
お願いします

| 月日 | 場所 | 町名 | 時間 |
|---------|-------------------------|----|----------------------------|
| 3月2日(水) | 北海道開発局滝川道路事務所 | 新町 | 9:30~11:00 |
| | 空知自動車学校 | 新町 | 12:30~14:00 |
| 3月3日(木) | 北海道電力ネットワーク滝川ネットワークセンター | 西町 | 14:30~16:30 |
| | 市役所 | 大町 | 10:00~11:50 13:00~16:30 |

圃福祉課Tel28-8024

冬の生活支援金

冬の生活支援金(7千円)の申請書が届いた方で、まだ申請手続きを終えられていない方は、申請期限が近づいていますので、お忘れのないようご注意ください

性がありますので、労働局または滝川労働基準監督署(Tel24-7361)にご相談ください。
圃北海道労働局労働基準部労災補償課Tel011-709-2311

北海道最低賃金

北海道内で事業を営む使用者およびその事業場で働くすべての労働者(臨時、パートタイマー、アルバイトなどを含む)に適用される北海道最低賃金が次のとおり改定されました。
最低賃金額 時間額889円
圃北海道労働局Tel011-709-2311

今月納期の税・料金

下水道受益者負担金・分担金(4期分)
個別排水処理分担金(4期分)
圃税務課Tel28-8021

